

煙火打揚危害予防計画書

名 称
事務所所在地
職 業
代表者氏名

危害予防計画内容

1 保安距離

煙火打揚地点より	
第3種保安物件	m以上
第4種保安物件	m以上
煙火仕掛地点より	
第3種保安物件	m以上
第4種保安物件	m以上
警戒線地点より	
煙火打揚地点	m以上
煙火仕掛地点	m以上

2 強風の場合は煙火の消費を中止する。（消防署の指導による）

風速 m以上

3 煙火の消費場所付近には消火器を設置する。

消火器 本
消火用水 杯

4 煙火打揚従事者は酒気を帯びて作業をさせない。

5 煙火用の火薬類集積所は、打揚地点から20m以上の保安間隔をとる。

6 煙火及び打揚火薬は、蓋又はおおいのできる容器に収納し、取出しのつど完全に蓋又はおおいをし、かつその容器に火気を近づけない。

7 打揚筒を2ヵ所以上使用するときは、打揚筒相互の間に相当の距離をとる。

8 打揚筒は風向きを考慮して上方に向けて確実に固定し、かつ消費中はしばしば掃除をする。

9 消費準備の終了した仕掛煙火から20m以内の場所においては、打揚煙火を消費しない。

10 打揚煙火は、20m以上の高さで開くこととする。

11 煙火の消費前に必ず煙火の吸湿その他異常の有無を検査し、異常のある煙火は消費を中止する。

12 煙火の消費をする危険区域内には関係人のほか立入を禁止する。

13 煙火を打揚筒に入れるときは、紐等を用いて静かに降下する。

14 煙火が爆発又は燃焼しているときは、消費場所の付近で打揚げ火薬の計量をしない。

15 打揚火薬に点火して打揚火薬が爆発又は燃焼しないときは、打揚筒に多量の水を注入し、10分以上経過した後、静かに打揚筒を倒し、煙火を取り出すこと。

16 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。

17 煙火の消費で電気点火を行う場合は、導通又は抵抗を試験し、この場合試験器は0.01アンペアを越えないものを使用する。

18 落雷の危険があるときは、電気点火の作業を中止する。

19 煙火消費場所に漏えい電流がある場合には電気点火はしない。

20 火薬類取締法施行規則第56条の4の規定を準用し厳守します。

21 打揚煙火並びに仕掛付近の警備員配置は別添図のとおり。

なお、警備員総数 名

22 警備標識は懐中電灯、赤色旗及びその他の方法とする。

23 警備のため、警察署と打合する予定日

年 月 日

打合せ担当者名